

知的財産の投資・活用促進

2021年4月16日

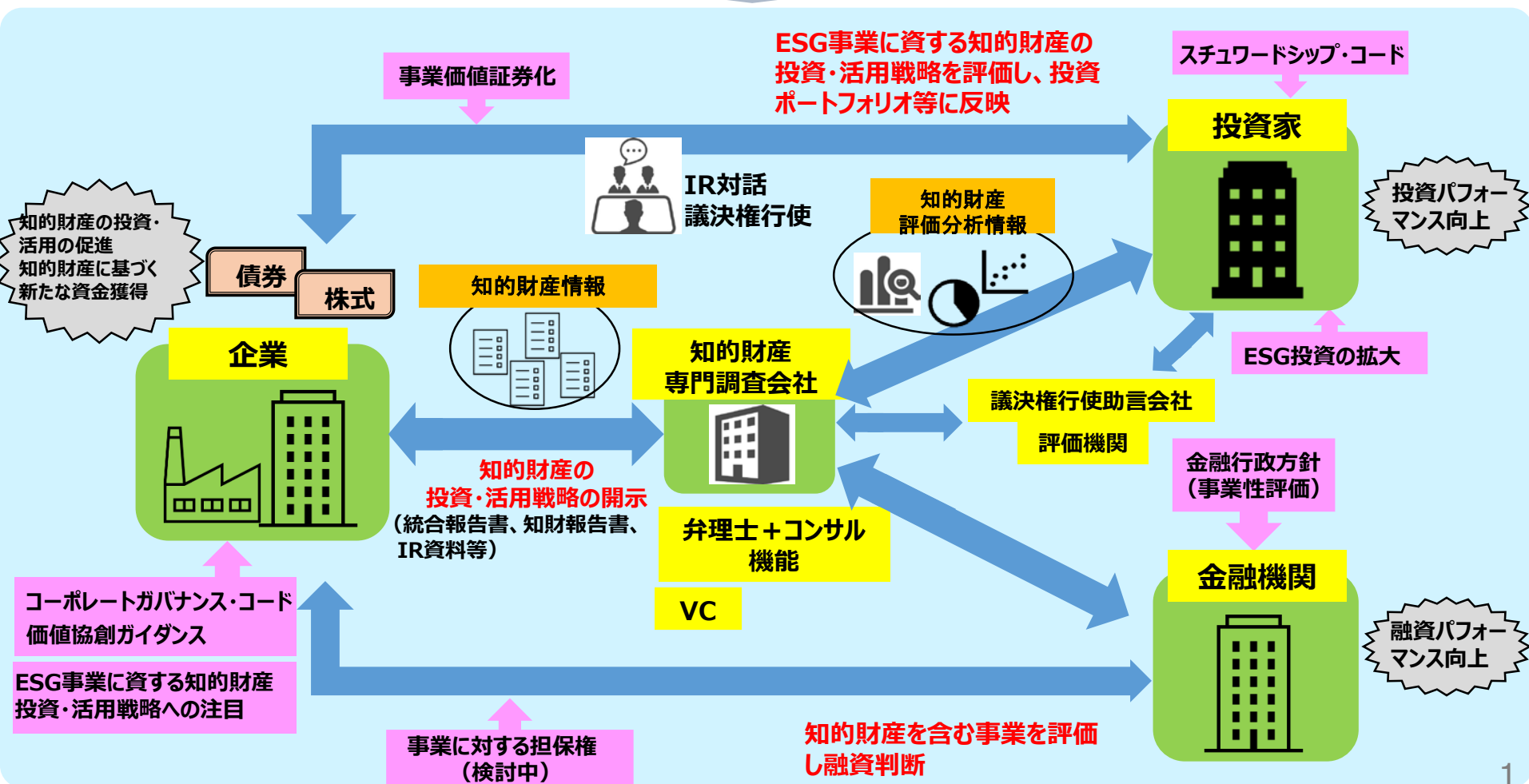
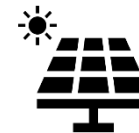
内閣府 知的財産戦略推進事務局

知的財産の投資・活用促進メカニズムのイメージ

企業による知的財産の投資・活用戦略の開示を促し、投資家に代わって専門的な知見に基づき評価・分析する調査会社の機能の活用により、企業の知的財産の投資・活用が進む可能性



ESG（環境・社会・ガバナンス）要請の高まり



1. 企業の知的財産の投資・活用戦略の開示

- 「コーポレートガバナンス・コード」改訂により「知的財産」を明記
- 「経営デザインシート」の活用促進
- 「知的財産投資・活用戦略に関する開示ガイドライン(仮称)」の策定（2021年内を目途）

2. 知的財産を含む事業の価値評価に基づく投融資促進

- 「事業成長担保権（仮称）」の創設
 - ベンチャー等による事業価値証券化の活用促進
- ※ 1. の開示が進むことでこれらの投融資促進スキームの利活用が進むことを期待

3. 知的財産の評価・分析を担う専門クラスターの育成

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【原則 3 - 1. 情報開示の充実】

令和3年4月6日に金融庁が公表した
コーポレートガバナンス・コード改訂案

補充原則

3 - 1 ③ 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

【原則 4 - 2. 取締役会の役割・責務（2）】

補充原則

4 - 2 ② 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」 （スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議 （2021年4月6日））

Ⅱ. 本コードと対話ガイドラインの改訂に当たっての考え方

3. サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への取組み

中長期的な企業価値の向上に向けては、リスクとしてのみならず収益機会としてもサステナビリティを巡る課題へ積極的・能動的に対応することの重要性は高まっている。また、サステナビリティに関しては、従来よりE（環境）の要素への注目が高まっているところであるが、それに加え、近年、人的資本への投資等のS（社会）の要素の重要性も指摘されている。人的資本への投資に加え、**知的財産に関して、国際競争力の強化という観点からは、より効果的な取組みが進むことが望ましいとの指摘もされている。**

また、企業の持続的な成長に向けた経営資源の配分に当たっては、人的資本への投資や**知的財産の創出が企業価値に与える影響が大きい**との指摘も鑑みれば、人的資本や**知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分等が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うことが必要となる。**

さらに、**中長期的な企業価値向上に向けた人的資本や知的財産への投資等に係る具体的な情報開示も重要となる。**

○イノベーションを語る上で、知的財産というものがすごく重要です。株主価値、従業員価値、顧客価値、取引先価値、社会コミュニティ価値の源泉である非財務資本、無形資産の中でかなり重要な部分というのは、知財投資及び知財活用戦略である。ここに関する充実した開示がなされないと、マネジメント・オブ・テクノロジーとマネジメント・オブ・サステナビリティに係る重要な情報が欠けてしまうのではないかなという気がします。カーボンニュートラルや循環経済をリアルに生み出すのが知財であり、何らかの形で記述すべきではないかなというのが1つの論点です。

○企業価値の向上においては、どのような無形資産が企業にあり、それを活用していこうとするのかが見えていくということが極めて重要です。特に今回、日本ではカーボンニュートラルが打ち出されましたけれども、技術革新が、イノベーションがどういうふうの実現していくのか、知的財産や人的資本、こういった無形資産の評価がしっかり行われて開示され、それらの資源配分をどう行って企業価値に結びつけるのかが語られていくことが必要になっております。そのため、開示やエンゲージメントについても、今後一層、無形資産が大事になると思います。

○無形資産である人的資本や知的財産について競争優位性の観点からとても重要性を増しております。それらの投資戦略や活用戦略について、統合報告というソフトな形できちんと外に説明をしていくということが大切なのだと思います。統合報告ということですので、ガバナンスコードにおいても言及することが大事であると思います

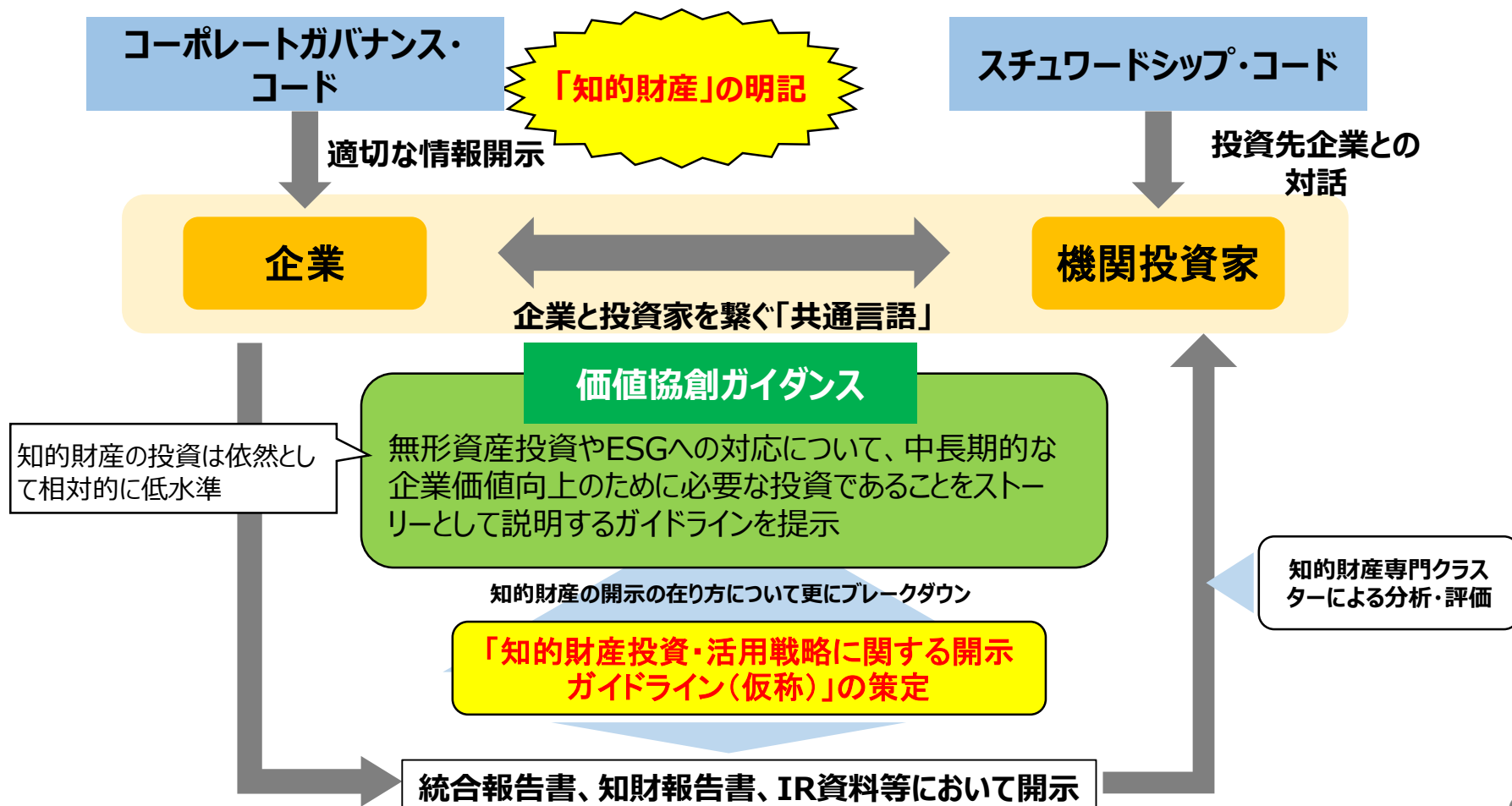
○サステナビリティの取組みの推進する際にはキャピタルアロケーションがあります。キャピタルアロケーションがあるということは、アロケートしたキャピタルに対するリターンを測定が開示されなければなりません。しかし、キャピタルというのは財務的なものだけではなく、例えば人的資本等があります。これらは測定が難しいという問題はあります。しかし、例えば知財や人的資本を含む無形資産への投資成果の場合に、数値で示せればベターですが、それができなくても財務的パフォーマンスとの因果関係でも示せれば、投資家の理解や支持を得られる可能性が高まります。

○今後は、人材等も含めた価値の総体としてブックバリューをはるかに上回る企業価値というものを目指していかなければならないという時代に入っておりますので、そういった中では知財を含む無形資産について、開示フレームワーク・対話の中で企業にとって期待されているものは何か、あるいは企業が発信したいという無形資産に対する取組、これの戦略化を含めて、対話の中で解決していただきたいと思っております。

○知財と人材というのが非常に測りにくいですが、対話する観点からは、企業理念、経営戦略、サクセッションプラン、人材育成プラン、が一連の関係のある話で、どのように具合に有機的に連なっていて、何が投資家と企業サイドの対話の課題になるかということが非常に分かりやすくなる必要があるのではないかと考えています。そういう意味で言いますと、統合報告書の中にナラティブの説明というのがしっかりと出されて、それを基に対話が進んでいくということが必要なのではないかと考えております。

○開示フレームワークとしては、例えばTCFD等、既に広く受け入れられているルールを活用も考えていきたいと思いますし、重要だと思えますが、ESGの「S」の要素の重要性や知財等無形資産の重要性、こういったことを考え併せますと、気候変動に関する情報は大変重要なテーマですが、財務情報と重要性の高い非財務情報を統合的に報告する、統合レポートのフレームワークが有益であると思っております。この点、コード原則の3-1に情報開示の充実というのがありますので、そこで具体的に言及すべきではないかと考えています。

- 企業における知的財産の投資・活用戦略を開示するにあたり、**知的財産投資・活用戦略に関する開示の在り方を示すガイドラインの作成**が必要。
- 知財等無形資産の開示の在り方について、価値協創ガイダンスの中で明確化。



- **「価値協創ガイダンス」における価値創造の流れ**（価値観、ビジネスモデル、持続可能性・成長性、戦略、KPI、ガバナンス）に沿って、知財（※）等の無形資産の投資・活用による価値創造ストーリーの提示を促す。
（※）知財は、知財権（特許、意匠、商標等）に限られず、**技術・データ・ノウハウ、ブランド**など幅広い無形資産を含む。
- **長期の時間軸**での開示を促すにより、ESG投資家等との対話を促す。
- 多くの知財が資産として扱われていない状況を踏まえ、できるだけ**具体的な知財投資・活用戦略**の開示を促す。
- 開示に当たっては、**秘匿すべき自社の機微情報が明らかとならない**ように留意。
- 開示に当たっては、**既存の媒体**（統合報告書、知財報告書等）を活用。